

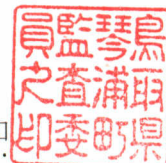


発 監 第 2 6 号

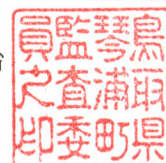
平成 30 年 11 月 7 日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 山根 弘和



琴浦町監査委員 桑本 始



随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

随時監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の実施内容

防災関連施設の整備状況及び備蓄品等の整備状況について現地調査を行った。

3 監査実施方法

実地検査（現地の視察及び説明聴取）

4 監査の対象

防災関連倉庫、避難所指定公民館及び避難所指定施設

- ・防災備蓄倉庫（太一垣・逢束）
- ・水防倉庫（山田）
- ・地区公民館（下郷・上郷・古布庄・八橋・以西・成美・安田）
- ・役場本庁舎・分庁舎

5 監査の日時

平成30年10月24日（水）

6 監査を実施した監査委員

琴浦町代表監査委員 山根 弘和

琴浦町監査委員 桑本 始

第2 監査の結果及び意見

(1) 備蓄品の補充・点検

平成30年度は台風24号をはじめ本町においても大規模な被害が発生するなど、今まで以上に災害に対する備えが重要となってきた。

今回の監査で提出された「連携備蓄・琴浦町備蓄状況（平成30年4月1日現在）」によると、共通品目として保存食（乾パン等）、保存水（ペットボトル）、毛布など20品目の整備率平均は、70.4%である。

台風24号などで使用した品目については速やかに補充し、最新の備蓄状況を把握されたい。

また、整備率の向上はもとより、他に必要な備蓄品はないか、備蓄品の見直し・点検を随時行う必要がある。検討されたい。

(2) 備蓄品の事前配備

台風24号では9か所の避難所が開設された。避難所への備蓄品の搬送は、避難所開設時

に行っているが、大規模災害発生時には避難所開設が急がれ、備蓄品搬送は遅れることも想定される。避難所の収納スペースにもよるが、必要最小限度の品目は、予め配備しておくことも必要と思われる。検討されたい。

(3) 避難所の点検整備

9箇所の避難所のうち6箇所は地区公民館である。これらの施設については、耐震上の問題はないか、入口ドアやスロープ、館内の段差など、避難者の利用に支障はないかの点検を行い、必要な場合は速やかに整備するなどの対応を行われたい。

(4) プライバシーに配慮した取り組みの推進

避難が長期化した場合、プライバシー保護の対応も考える必要がある。ダンボールを利用した間仕切り等の物品の備蓄についても検討されたい。併せて、災害時の対応がスムーズにいくよう、日ごろから、それら物品の組み立て方法についても研修等の必要があると思われる。また、町民参加の防災訓練で組み立て方法を体験するなどの機会を設けることにより、自助・共助の意識高揚も期待される。検討されたい。